

日田警察署協議会

第1回会議の開催状況

第1 開催月日

令和7年7月1日（火）

第2 出席者

公安委員

協議会 委員 6名

警察署 署長、副署長、総務課長、会計課長、留置管理課長、生活安全課長、
地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長 10名

第3 議事の概要

1 運営重点推進状況の説明

警察署から、

- ・運営重点推進状況

について説明がなされた。

2 諮問事項の説明

警察署から令和7年度の諮問事項

- ・安全・安心な街づくり

について説明がなされた。

3 諮問事項に関する意見

(1) 自転車の鍵かけ運動の推進について

委員から「数年前の鍵かけ甲子園で、教員も意識して学生に鍵かけの声かけを行っていくなかで、学校の中も安定し、学生の生活面にも良い変化が見られた。数年たった今、学生の自転車の施錠率はどうなっているのか」旨の質問がなされ、警察署から「鍵かけ甲子園の取組を始めて以降の調査では、施錠率は上がっている」旨の説明がなされた。

委員から「高校生はヘルメット着用が校則で義務になっているため、着用率は高いが、一般の方の認識はどうなっているか」旨の質問がなされ、警察署から「一般の方のヘルメット着用の意識は低い。努力義務と分かっているため、着用しないという方もいる。ヘルメット着用の必要性を呼びかけているが、努力義務ということもあって普及が難しい」旨の説明がなされた。

(2) 自転車関連等の交通事故防止について

委員から「自転車乗車中の交通事故死者のうち、自転車利用者側に法令違反があった割合が約8割との説明があったが、どのような違反があったのか」旨の質問がなされ、警察署から「交差点付近や優先道路等では、自転車利用者側

にも一時停止や徐行等の義務が生じる。自転車利用者が絡む交通事故の大半は交差点付近等で一時停止をせずに起きた交通事故になる。自転車利用者も意識の転換が必要となっており、自転車も車という意識を持つことが大事になっている」旨の説明がなされた。

委員から「若年者は理解が早いので、自転車も一時停止しなければならないということは浸透していると思う。高齢者の方が、なぜ自転車が歩道ではなく車道を走らなければならないのかという理解に乏しい面があると思う。自転車が歩道を走行することができるのはどういう場合か」旨の質問がなされ、警察署から「歩行者と自転車のマークがある青い標識が設置されている歩道は、自転車も歩道を走行することができる。高校生等に対する交通指導はもちろん、高齢者に対しても、駐在所員がサロン等で自転車の交通ルール等に関する啓発活動を行っている」旨の説明がなされた。

委員から「旧郡部の子は、高校生になって自転車に乗る機会が多くなる。そのような子に対する自転車の交通指導等ができないか」旨の意見がなされ、警察署から「意見を参考に今後の対策に反映させていく」旨の説明がなされた。

4 委員からの意見・要望

押しかけ買取業者に対する対応について

委員から「個人宅に不用品を直接買い取りに来る業者がいるが、そのような場合、どのような対応をとればいいのか」旨の質問がなされ、警察署から「買い取りを望まないのであれば毅然とした態度で断ることが基本である。断った上で、なお居座るようであれば、遠慮なく110番通報をしてもらいたい。闇バイトで空き巣等の下見に悪用されるおそれもあるので、自宅に上げることは避けていただきたい」旨の説明がなされた。